

島根県報

号外第二六号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

う。)

三 財産目録

四 主たる財産の権利及び価格の証明書

五 寄附書

六 設立代表者又は代理人による申請の場合は、委任状

七 設立当初の事業年度及び次の事業年度における、事業計画書及び収支予算書

八 設立者名簿（設立者が法人である場合にあっては、当該法人の登記簿の謄本）

九 役員名簿、役員履歴書及び役員就任承諾書

十 社団にあっては、社員名簿

十一 設立総会又は設立に関する会議の議事録の謄本

十二 既に事業を行っている場合は、申請前概ね二年間における事業活動概要書及び収支決算書

十三 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類又は申請の状況を明らかにした書類

十四 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(登記に関する届出)

第三条 法人は、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第二項若しくは第四十

八条の規定による登記を完了したとき、又は法第四十六条第三項の規定による登記がなされたときは、一週間以内に登記完了届（様式第二号）に登記簿の謄本を添えて教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出が新たに就任する理事に係るものであるときは、その者の役員履歴書及び

役員就任承諾書を添えなければならない。

(寄附財産移転の届出)

第四条 設立を許可された法人は、第二条第五号の寄附書に記載された財産の移転を完了したときは、遅滞なく寄附財産移転完了届（様式第三号）に移転を証する書類を添えて教育委員会に届け出なければならない。**第二条** 民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「法」と言う。）第三十四条の規定により公益法人（以下「法人」という。）の設立の許可を受けようとする者は、設立許可申請書（様式第一号）に次の掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(設立の許可の申請)

第一条 この規則は、島根県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則をここに公布する。

島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県教育委員会委員長 中村俊郎

島根県教育委員会規則第五号

島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、島根県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する

公益法人の設立及び監督に関する必要な事項を定めるものとする。

(設立の許可の申請)

第二条 民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「法」と言う。）第三十四条の規定により公益法人（以下「法人」という。）の設立の許可を受けようとする者は、設立許可申請書（様式第一号）に次の掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

一 設立趣意書

二 社団にあっては定款、財團にあっては寄附行為（以下「定款又は寄附行為」とい

により教育委員会に届け出なければならない。

島根県報

2 第三条第二項の規定は、新たに就任する監事に係る届出について準用する。 (定款又は寄附行為の変更の認可の申請)	二 前年度の収支決算書
第六条 法人は、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第五号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。	三 前年度末における貸借対照表
一 定款又は寄附行為の変更案及び変更理由書	四 前年度末における財産目録
二 定款又は寄附行為の新旧対照表	五 前年度における正味財産増減計算書
三 法第三十八条第一項本文若しくは定款又は寄附行為に定める変更の手続を経たことを証する書類	六 社団法人にあつては、前年度末における社員名簿及び前年度における社員の異動状況を記載した書類
(基本財産処分承認等の申請)	(解散の許可の申請)
第七条 法人は、定款又は寄附行為の定めることにより、基本財産の処分の承認を受けようとするときは、基本財産処分承認申請書（様式第六号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。	第十条 法人は、定款又は寄附行為の定めることにより、解散の許可を受けようとするときは、解散許可申請書（様式第七号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
一 財産目録	一 解散理由書
二 社団にあつては社員総会、財団にあつては理事会の議事録	二 法第六十九条本文若しくは定款又は寄附行為の定める解散の手続きを経たことを証する書類
三 処分の目的、使途、処分財産、処分金額、処分方法及び補充方法の説明書	三 財産目録
2 法人は、前項に定めるほか、定款又は寄附行為に教育委員会の承認を要する旨の定めがある事項について、その承認を受けようとするときは、承認申請書に関係資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。	四 負債処理方法説明書
(事業計画書及び収支予算書の提出)	五 残余財産処分方法説明書
第八条 法人は、設立当初の事業年度を除き、毎事業年度（事業年度の定めのない法人については、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。以下同じ。）の開始前に翌年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に提出しなければならない。	六 事業を他に移譲しようとするときは、事業引受同意書
2 法人は、第一条第七号又は前項の事業計画書若しくは収支予算書に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。	七 定款又は寄附行為
(事業報告書等の提出)	(残余財産処分の許可の申請)
第九条 法人は、毎事業年度の開始後三月以内に次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。	第十二条 法人の清算人は、法第七十七条第一項から第三項までの規定による登記を完了
一 前年度の事業報告書	二 前年度の収支決算書
三 事業報告書等の提出	三 前年度末における貸借対照表
四 前年度の事業報告書	四 前年度末における財産目録
第五条 法人は、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第五号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。	五 前年度における正味財産増減計算書
第六条 法人は、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、定款（寄附行為）変更認可申請書（様式第五号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。	六 社団法人にあつては、前年度末における社員名簿及び前年度における社員の異動状況を記載した書類
(解散の許可の申請)	(解散の許可の申請)
第七条 法人は、定めることにより、解散の許可を受けようとするときは、解散許可申請書（様式第七号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。	第十条 法人は、定めることにより、解散の許可を受けようとするときは、解散許可申請書（様式第七号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
一 財産目録	一 解散理由書
二 社団にあつては社員総会、財団にあつては理事会の議事録	二 法第六十九条本文若しくは定款又は寄附行為の定める解散の手続きを経たことを証する書類
三 処分の目的、使途、処分財産、処分金額、処分方法及び補充方法の説明書	三 財産目録
2 法人は、前項に定めるほか、定款又は寄附行為に教育委員会の承認を要する旨の定めがある事項について、その承認を受けようとするときは、承認申請書に関係資料を添えて教育委員会に提出しなければならない。	四 負債処理方法説明書
(事業計画書及び収支予算書の提出)	五 残余財産処分方法説明書
第八条 法人は、設立当初の事業年度を除き、毎事業年度（事業年度の定めのない法人については、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。以下同じ。）の開始前に翌年度の事業計画書及び収支予算書を教育委員会に提出しなければならない。	六 事業を他に移譲しようとするときは、事業引受同意書
2 法人は、第一条第七号又は前項の事業計画書若しくは収支予算書に変更を生じたときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。	七 定款又は寄附行為
(事業報告書等の提出)	(残余財産処分の許可の申請)
第九条 法人は、毎事業年度の開始後三月以内に次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。	第十二条 法人の清算人は、法第七十七条第一項から第三項までの規定による登記を完了
一 前年度の事業報告書	二 前年度の収支決算書
三 事業報告書等の提出	三 前年度末における貸借対照表
四 前年度の事業報告書	四 前年度末における財産目録

したときは、遅滞なく解散及び清算人就任届（様式第九号）登記簿の謄本を添えて教育委員会に届け出なければならない。

前項の場合において、第十条の解散の許可を受けることを要しない法人にあっては、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 1 解散理由書
- 2 法第六十九条本文若しくは定款又は寄附行為の定める解散の手続を経たことを証する書類
- 3 清算人は、法第七十七条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、清算中に就任した清算人の登記を完了したときは、速やかに登記簿謄本を添えて、その旨を教育委員会に届け出なければならない。
(清算結了の届出)
- 4 第十三条 法人の清算人は、法第八十三条の規定により清算が結了したときは、遅滞なく清算結了届（様式第十号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に届け出なければならない。
 - 1 清算書
 - 2 残余財産目録
 - 3 残余財産受領書
 - 4 清算結果の届け出（書類及び帳簿の備付け及び閲覧）
- 5 第十四条 法人は、その事務所に法第五十一条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。
 - 1 定款又は寄附行為
 - 2 役員名簿及び役員履歴書
 - 3 法人の設立の許可及び定款又は寄附行為の変更の認可に関する書類
 - 4 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類
 - 5 登記に関する書類
 - 6 定款又は寄附行為に定める機関の議事に関する書類
 - 7 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 8 資産及び負債の状況を示す書類
- 6 教育委員会は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を一般の閲覧に供するものとする。
 - 1 定款又は寄附行為
 - 2 役員名簿
 - 3 事業報告書及び収支決算書
 - 4 事業計画書及び正味財産増減計算書
 - 5 貸借対照表、財産目録及び正味財産増減計算書（業務の監督）
 - 6 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第六十七条第一項の規定により、法人に対し、報告を求め、又は資料を提出させることがある。
- 7 教育委員会は、法第六十七条第二項の規定により、法人に対し、業務の監督上必要な命令をすることがある。
- 8 教育委員会は、法第六十七条第三項の規定により、法人の業務又は財産について把握するため、その職員をして検査させるものとする。
- 9 前項の検査は、一の法人につき三年に一回法人の事務所に立ち入って行うこととする。ただし、必要があると認めるときは隨時行うものとする。
- 10 第十五条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第六十七条第一項の規定により、法人に対し、報告を求め、又は資料を提出させることがある。
- 11 第十六条 この規則の規定により教育委員会に提出又は届け出る書類の部数は、一通とする。
- 12 附 則
(施行期日)
 - 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
(旧規則の廃止)
 - 2 島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十五年島根県教育委員会規則第十号。以下「旧規則」という。）は廃止する。
(経過措置)
 - 3 この規則の施行前に旧規則の規定に基づいて行った手続その他の行為は、この規則の

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

島根県教育委員会 様

設立代表者

住 所

氏 名

印

設立許可申請書

民法第34条の規定に基づき、社団（財団）法人
申請します。

を設立したいので、関係書類を添えて

添付書類

- 1 設立趣意書
- 2 定款又は寄附行為
- 3 財産目録
- 4 主たる財産の権利及び価格の証明書（不動産にあっては、登記簿謄本及び不動産鑑定士の評価書、預金にあっては、金融機関の預金残高証明書等）
- 5 寄附書
- 6 委任状
- 7 事業計画書及び収支予算書（2年分）
- 8 設立者名簿（設立者が法人の場合は登記簿謄本）
- 9 役員名簿、役員履歴書及び役員就任承諾書
- 10 社団法人の場合は社員名簿
- 11 設立総会（設立に関する会議）の議事録の謄本
- 12 既に事業を行っている場合は事業活動概要書及び収支決算書（2年分）
- 13 行政庁の許可、認可等が必要な事業を行う場合は、許可、認可等証明書又は申請状況説明書
- 14 その他教育委員会が必要と認める書類

相当規定に基づいて行つた手続その他の行為とみなす。

様式第2号(第3条関係)

年月日

島根県教育委員会様

住所

社団(財団)法人

理事長

印

登記完了届

下記のとおり登記を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 設立・変更の別(該当する□にレ印を記入してください)

 設立 変更

2 登記変更事項(該当する□にレ印を記入してください)

 目的 名称 事務所 資産の総額 理事の氏名、住所

	氏名	原因年月日	登記年月日
<input type="checkbox"/> 就任			
<input type="checkbox"/> 退任			
<input type="checkbox"/> 重任			
<input type="checkbox"/> 住所等の変更			

備考 表に収まらない場合は、行を増やすか、別紙を作成すること

添付書類

- 1 登記簿謄本
- 2 新たに就任する理事については、役員履歴書及び役員就任承諾書

平成15年3月28日

島根県報

号外第26号(6)

様式第3号(第4条関係)

年月日

島根県教育委員会様

住所

社団(財団)法人

理事長

印

寄附財産移転完了届

年月日付けをもって、寄附財産の移転を完了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

1 移転を証する書類

(不動産にあっては登記簿の謄本、預金にあっては金融機関の預金残高証明書等)

様式第4号（第5条関係）

年　月　日

島根県教育委員会様

住所

社団（財団）法人

理事長

印

監事異動届

年　月　日付けをもって、下記のとおり当法人の監事に異動があったので、関係書類を添えて届け出ます。

記

	氏名	異動年月日
退任		
新任		

添付書類

- 新たに就任する監事については、役員履歴書及び役員就任承諾書

様式第5号(第6条関係)

年月日

島根県教育委員会様

住所

社団(財団)法人

理事長

印

定款(寄附行為)変更認可申請書

年月日に開催した総会(理事会)においては、当法人の定款(寄附行為)の変更を議決したので、島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第6条の規定により、関係書類を添えて認可を申請します。

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の変更案及び変更理由書
- 2 定款又は寄附行為の新旧対照表
- 3 法第38条第1項本文若しくは定款又は寄附行為に定める変更の手続を経たことを証する書類

備考：3については、以下の書類を添付する

- ① 定款又は寄附行為の変更について決議した総会、理事会、評議員会等の議事録の写し
- ② 定款又は寄附行為

様式第6号（第7条関係）

年月日

島根県教育委員会様

住所

社団（財団）法人

理事長

印

基本財産処分承認申請書

年月日に開催した理事会（社員総会）において、当法人の基本財産の処分を議決したので、関係書類を添えて、承認を申請します。

添付書類

- 1 財産目録
- 2 理事会（社員総会）議事録
- 3 処分の目的、用途、処分財産、処分金額、処分方法及び補充方法の説明書

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

島根県教育委員会 様

住所

社団（財団）法人

理事長

印

解散許可申請書

年 月 日に開催した総会（理事会）において、解散の決議を行ったので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 解散理由書
- 2 法第69条本文若しくは定款又は寄附行為に定める解散の手続を経たことを証する書類（解散及び残余財産処分について決議した総会、理事会、評議員会等の議事録の写し）
- 3 財産目録
- 4 負債処理方法説明書
- 5 残余財産処分方法説明書
- 6 事業を他に移譲しようとするときは、事業引受同意書
- 7 定款又は寄附行為

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

島根県教育委員会様

住所

社団（財団）法人

（代表）清算人

印

残余財産処分許可申請書

社団（財団）法人 の解散による残余財産の処分の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 残余財産処分方法説明書
- 2 定款又は寄附行為の定める残余財産処分手続きを経たことを証する書類
- 3 残余財産目録
- 4 残余財産引受書

備考：2については、以下の書類（いずれも関係部分の抜すいで足りる）を添付すること。

- ① 残余財産引受団体の設立・目的等を証する書類（寄附行為、会則等）
- ② 定款又は寄附行為
- ③ 残余財産処分について決議した総会、理事会、評議員会、清算人会等の議事録の写し
- ④ 解散公告を登載した官報の写し（3回分）

様式第9号(第12条関係)

年月日

島根県教育委員会様

住所

社団(財団)法人

(代表)清算人

印

解 散 届

解散に係る登記が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 解散年月日 年月日

2 登記完了年月日 年月日

3 清算人の氏名及び就任年月日

清算人氏名	就任年月日

添付書類

- 1 登記簿の謄本
- 2 解散の許可を受けることを要しない法人にあっては、以下の書類
 - ① 解散理由書
 - ② 法第69条本文若しくは定款又は寄附行為の定める解散の手続きを経たことを証する書類

様式第10号（第13条関係）

年　月　日

島根県教育委員会様

住所

社団（財団）法人

(代表) 清算人

印

清 算 結 了 届

年　月　日付けをもって解散した当法人の清算を　年　月　日に結了したので、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 清算書
- 2 残余財産目録
- 3 残余財産受領書

平成十五年三月二十八日印刷

発行者

島

根

県

印刷所

松江市立学校園殿南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金一千四百二十円(送料共)

様式第11号(第15条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>年 月 日交付</p>	<p>公 益 法 人 檢 查 員 証</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>島根県教育委員会</p> <p style="text-align: right;">印</p>
---------------------------	--

(裏)

島根県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

<抜すい>

(業務の監督)

- 第15条** 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第67条第1項の規定により、法人に対し、報告を求め、又は資料を提出させることがある。
- 2 教育委員会は、法第67条第2項の規定により、法人に対し、その業務の監督上必要な命令をすることがある。
- 3 教育委員会は、法第67条第3項の規定により、法人の業務又は財産について把握するために、その職員をして検査させるものとする。
- 4 前項の検査は、1の法人につき3年に1回法人の事務所に立ち入って行うことを原則とする。ただし、必要があると認めるときは随時行うものとする。
- 5 第3項に規定する職員は、検査を行う場合においては、公益法人検査員証(様式第12号)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

毎週火・金曜日発行